

不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成21年3月30日に不適合管理委員会で審議された不適合事象は、下記のとおりです。

区分 : 該当なし

区分 : 該当なし

区分 : 該当なし

その他 : 14 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	復水貯蔵タンク水位制御弁点検時、弁体及びシート面に浸食が認められたため、当該部を交換。	D	
2	1号機	自動減圧系機能検査の警報試験(社内確認)時、定検準備作業(不要警報の除外)の誤りにより、一部の警報が発生しなかったため、当該処置を復旧、対応検討。	C	
3	1号機	主タービン電気油圧式制御装置高圧油圧ユニット出口フィルター蓋取付部の部品(スナッピング)2個に変形(ねじれ)が認められたため、当該リングを交換。	D	
4	1号機	主蒸気系主蒸気配管ドレン弁点検時、同弁用電動機巻線抵抗値に判定値外れが認められたため、対応検討。(弁の開閉に問題なし)	D	
5	1号機	主蒸気隔離弁(3B)電磁弁収納箱点検時、端子台配線に熱による劣化が認められたため、当該配線を交換。	D	
6	2号機	取水設備バー回転式スクリーン装置(A)及びトラベリングスクリーン装置(A)点検時、同装置ケース天井部及び点検蓋に腐食が認められたため、当該部を補修。	D	
7	2号機	残留熱除去系熱交換器(B)出口導電率計において、指示値不良(ハンチング)が認められたため、当該計器を点検	D	
8	3号機	監視機能健全性確認検査(その1の10)実施時、検査手順に誤記(検査項目記載不足)が認められたため、当該誤記を訂正。	D	
9	3号機	取水設備トラベリングスクリーン装置(E)点検時、ガイドレールに摩耗が認められたため、当該部を補修。	D	
10	3号機	取水設備バー回転式スクリーン装置(E)及びトラベリングスクリーン装置(E)点検時、同装置軸に摩耗が認められたため、対応検討。	D	
11	3号機	復水器連続洗浄装置貝分離器(C1)排出弁点検時、同弁が固着して動かないことが認められたため、当該弁を補修。	D	

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
12	3号機	復水器連続洗浄装置ボール循環ポンプ(B1)吐出圧力計において、同計器内部に水が溜まっているのが認められたため、当該計器を交換。	D	
13	4号機	海水熱交換器建屋地下1階において、協力企業作業員が避難誘導灯の配管工事を実施時、誤って穴あけ工具の先端に左手親指を接触し負傷したため、病院に搬送、対応検討。	C	
14	1,2号廃棄物処理設備	高電導度廃液系濃縮器(C)点検時、同濃縮器蒸気元弁にシートリークが認められたため、当該弁を点検・補修。	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉の停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合 <ul style="list-style-type: none"> * 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障 * 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など ・原子炉への異物の混入 など
区分	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点から速やかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい ・圧力抑制室等への異物の混入 ・原子力発電設備に係る業務における人の障害 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など

【原子力発電所における不適合事象の是正管理】

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」(JEAG4101-2000より)

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)

不適合管理グレード分け(不適合管理委員会にて決定)

- A5 : 法令、安全協定に基づく報告事象
- : プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象
- : 定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた事象
- : 運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

(お問い合わせ)

福島第二原子力発電所・広報部・企画広報グループ
電話 0240-25-1353